

## 平成26年度入札契約制度の改正について

平成25年12月19日

### 第1 工事契約関係

- 低入札価格調査対象工事（許容価格1.5億円以上。以下「対象工事」という。）の競争性を確保するため、入札参加者を増やすことを目的として、低入札価格調査制度における入札参加制限を緩和します。

〔入札参加制限緩和の概要〕

・対象工事において、調査基準価格未満で応札し、参加資格の有無の確認を行う対象者となった者（※注 落札者とならなかった場合でも、当該入札の落札者が決定するまでは同様に取扱います。）又は現に契約の履行中である者であっても、他の対象工事の入札には参加できるものとします。ただし、ダンピング受注を防止するため、入札価格が調査基準価格未満であった場合は、失格とする取扱いとします。

※平成26年4月1日以後に契約を締結するものから実施

〔上記緩和の例外〕

・上記にかかわらず、現行の低入札価格調査制度において入札参加制限の対象者となっている者は、当該入札に係る契約の履行の完了が、平成26年4月1日以後になる場合であっても、上記の適用はなく、当該入札参加制限の原因となった工事にかかる契約の履行が完了するまで他の対象工事の入札には参加できないものとします。

#### 【改正後の例】

A社は、現在、対象工事において、調査基準価格未満の入札価格で落札した工事を施工中である。許容価格2億円の工事が発注されたので、入札に参加する。（調査基準価格は、1.7億円とする。）

- ・1.7億円未満の価格で入札書を提出した場合

→失格とする。

- ・1.7億円以上の価格で入札書を提出した場合

→入札手続きを進める。

### 第2 建設コンサルタント業務等契約関係

- 1 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務部門の市内扱い業者を市内業者に準じて取り扱っている現在の制度が、平成14年の導入から10年余り経過していますが、市内業者数が減少傾向にあります。そのため、市内業者保護育成の観点から、運用を一部見直します。

〔市内業者のみを入札参加対象者とする基準〕

・業務ごとに示される入札参加資格要件のうち、「主たる業種」、「岡山市の登録部門（小

分類)」及び「国交省登録が必要な部門」の要件を満たす市内業者が15者以上あり、かつ、「実績」、「配置予定技術者の資格等」又は「その他の条件」のいずれにも要件の設定がない場合は、市内業者のみを入札参加対象者とします。

なお、現行の制度又は運用で既に市内業者のみを入札参加対象者としている業務は、実施日以後も現行のままとします。

※平成26年4月1日以後に契約を締結するものから実施

※参考：(A)(B)の両方を満たす場合、市内業者のみを入札参加対象者とします。

【公告文より】

### Ⅲ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	
2	主たる業種	} これらの条件を満たす市内業者が15者以上 (A)
3	岡山市の登録部門 (小分類)	
4	国交省登録が必要な部門	
5	市内外業者区分	
6	実績について	} 要件設定なし (B)
7	配置予定技術者の資格等	
8	その他の条件	

## 2 その他

平成25年度入札契約制度の改正においてお知らせしておりますが、国土交通省の登録規程（建設コンサルタント登録規程，地質調査業者登録規程，補償コンサルタント登録規程）に基づく登録を受けている者と同等としている緩和措置を廃止します。

※平成26年4月1日以後に契約を締結するものから実施

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1764
	E-mail:kanri@city.okayama.jp